



工場新増設促進のための関係法令の規制緩和

全国初活用

工場立地法等に基づく工場敷地の緑地面積率等の規制について、条例により、生活環境との調和の確保を図りつつ、地域の判断で緑地面積率等の基準を緩和することを可能とする特例

工業団地内企業 のニーズ

●緑地面積率等が緩和された場合、将来的にメリットを感じる

69% 44%

●緑地面積率等が緩和された場合、敷地内に新たに工場や倉庫等の設置を検討する

●工場立地法による緑地面積率の規制が新増設や建替えの障害になったことがある 25%

(※数値は市内工業団地内企業へのアンケートにおける回答企業者数に占める回答割合)

現状

工場立地法に基づき、国が定めた基準の範囲内 で準則(市条例)を制定

用途地域	緑地面積率	環境施設面積率
工業専用地域	10%以上	15%以上
工業地域 準工業地域	15%以上	20%以上
その他の地域	20%以上	25%以上

特例

生活環境との調和の確保※を図り、住居系が建てられない工業団地内に限定して工場の敷地面積に対する緑地面積率等を緩和

用途地域	緑地面積率	環境施設面積率
工業専用地域 工業地域(一部)	1%以上	1%以上
工業地域(その他) 準工業地域	15%以上	20%以上
その他の地域	20%以上	25%以上

※生活環境との調和の確保

- ✔市内の各工業団地は、いずれも郊外に存しており、基本的に造成時に周辺との緩衝帯となるグリーンベルトを設置している(設置されていない場所であっても、周辺は農地や森林に囲まれている)。
- ✔特例活用事業者とは市の環境保全協定等を締結することにより、環境への負荷軽減の取組みを求める。

特例を活用することにより、市内における工場の再投資を促進し、産業の競争力の 強化、地域経済の活性化及び雇用の創出につなげる!

地方公共団体と空港会社等との間の人事交流に係る特例

民間等⇒地方公共団体

雇用保険法等の特例

現状

特例

国と民間企業との間の人事交流では、法※において雇用保険法の特例の規定を設けているが、地方公務員には同様の特例が存在しない

※国と民間企業との間の人事交流に関する法律

国家戦略特別区域法に雇用保険法等の 特例の規定を設け、地方においても国 と同様の出向受入れ制度を実現

地方公共団体⇒民間等

派遣法に係る政令※の特例

現状

特例

- 政府出資比率が100%の株式会社の一部や国立 大学法人については、派遣法に基づく派遣が認 められているが、成田国際空港株式会社には派 遣が認められていない。
- 国家プロジェクトである成田国際空港の更なる機能強化を支える空港関連会社にも派遣法に基づく派遣は認められていない。

政府出資比率が100%の成田国際空港株式会社及び成田国際空港の更なる機能強化を支える空港関連会社に派遣法に基づく派遣を認める。

人事交流により相互理解の促進、双方における人材の育成・活用、組織運営の活性化を推進! 民間企業ならではのアイディア、コスト意識、経営感覚等を行政に反映させることが可能に!